

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取り組み事項

取り組み事項	内容	実施日
払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱開始	当金庫所定の払戻請求書へ記名押印のうえ、当座勘定入金帳・小切手帳等の口座番号が確認できる書類をご提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく、払戻しが可能となります。	2025年1月20日(月)
当座預金の新規口座開設の停止	当座預金の新規口座開設を停止させていただきます。実施日以降、事業性資金にかかる預金口座開設を希望される場合は、「普通預金口座」または「決済用普通預金口座」をご利用ください。 なお、既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。	2025年2月3日(月)
2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止	2027年4月1日以降を期日とする手形や小切手(先日付小切手)について、代金取立の受付を停止させていただきます。	2025年2月3日(月)
2027年4月以降を期日とする紙の手形割引の新規受付停止	2027年4月1日以降を期日とする紙の手形割引の新規受付を停止させていただきます。	2025年2月3日(月)
当座預金キャッシュカードの新規発行開始	当金庫 ATM で入出金等にご利用いただける当座預金キャッシュカードの発行を開始いたします。	2025年3月17日(月)
手形帳・小切手帳の発行終了	2026年3月末をもちまして手形帳・小切手帳の発行を終了させていただきます。終了日時時点で保有されている手形帳・小切手帳は、2026年9月30日まで振り出しが可能です。	2026年3月31日(火)
他行振出手形・小切手の入金終了	当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金を終了します。	2026年9月30日(水)
手形・小切手の振出期限設定	手形・小切手(当金庫支払場所)の振出期限を 2026年9月30日とします。 2026年10月1日以降に振り出された手形・小切手は当座預金からの支払いができません。	2026年9月30日(水)
(紙の)手形割引の受付停止	紙の手形割引の受付を停止します。今後は、でんさい割引をご利用ください。	2026年9月30日(水)
自己宛小切手の発行終了	自己宛小切手(当金庫振出小切手)の発行を終了します。	2026年9月30日(水)

○ ご不明な点がございましたら、当金庫お取引店までお問い合わせください